

諏訪南地域  
循環型社会形成推進地域計画  
(第3期)

茅野市

富士見町

原村

諏訪南行政事務組合

第1期 平成17年 5月策定

第2期 平成23年 12月策定

第3期 平成28年 12月策定

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3	施策の内容 -----	8
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	22
	別添 1～2 -----	23
	様式 1～3 -----	33
	参考資料様式 1 -----	38
	参考資料様式 4 -----	39
	参考資料様式 6 -----	40
	参考資料様式 7 -----	43

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 茅野市、富士見町および原村
- ◇ 面積 454.61 km<sup>2</sup>
- ◇ 人口 78,341 人（平成 27 年度）

（内訳）

市町村名	茅野市	富士見町	原 村
面積 (km <sup>2</sup> )	266.59	144.76	43.26
人口 (人)	55,910	14,987	7,444

面積：平成 27 年 5 月 1 日現在

人口：平成 27 年 3 月 31 日現在

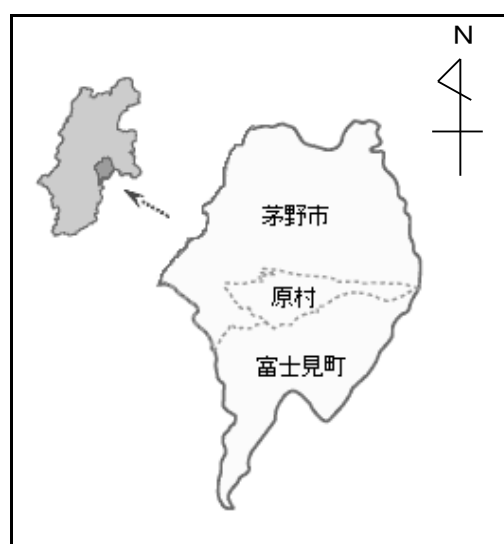


図 1-1 対象地域図

参考として、別添 1 に関係施設の位置図を添付します。

## (2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

### (3) 基本的な方向

諏訪南行政事務組合（以下「諏訪南組合」といいます。）を構成する茅野市、富士見町および原村（以下「3市町村」といいます。）は、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖、入笠山など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、自然と共生する循環型社会の形成をめざします。

生活系ごみについては、生ごみ処理機器の普及促進、プラスチック製容器包装廃棄物の分別、事業系ごみの有料化、粗大ごみの一部有料化など、様々な減量化・資源化の取り組みを推進してきたが、近年の生活系ごみの排出量は微増傾向にあります。今後生活系ごみの有料化の導入に向けた検討を進めるなど、減量化・資源化をより一層推進し、循環型社会にふさわしい3R・処理システムの構築を図ります。

事業系ごみについては、本地域は蓼科高原を始めとする多くの観光地を有することから、事業系の観光ごみ量が多いことが特徴として挙げられます。ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は、茅野市で約34%と高く、本地域全体においても約32%となっています。事業系ごみについても、積極的な発生抑制・再生利用の推進を図ります。

### (4) 広域化の検討状況

県内の広域化計画については、「長野県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」によって、県内を10広域圏、13ブロックに区割りし、広域化の基本方針が示されました。

3市町村の属する「諏訪地域」は、岡谷市、諏訪市、下諏訪町の6市町村で構成されています。焼却施設の広域化については、第1次広域化として平成11年度に茅野市、富士見町、原村の3市町村の焼却処理を広域化し、平成25年度には6市町村の広域化を目指しましたが、現在は諏訪南地域（茅野市・富士見町・原村）と湖周地域（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）の2地域に分かれて広域化を進めています。

なお、県内の他地域においても、施設の更新時期のずれやごみ量の減少、市町村合併に伴う枠組みの変化などもあって、当初計画どおりに進んでいない地域もあります。

諏訪地域においても、将来的には広域計画を推進すべく、長野県、関係自治体等との連携を図りながら、ソフト面での施策、ごみ処理施設等の具体的な施設整備に向けて検討していきます。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

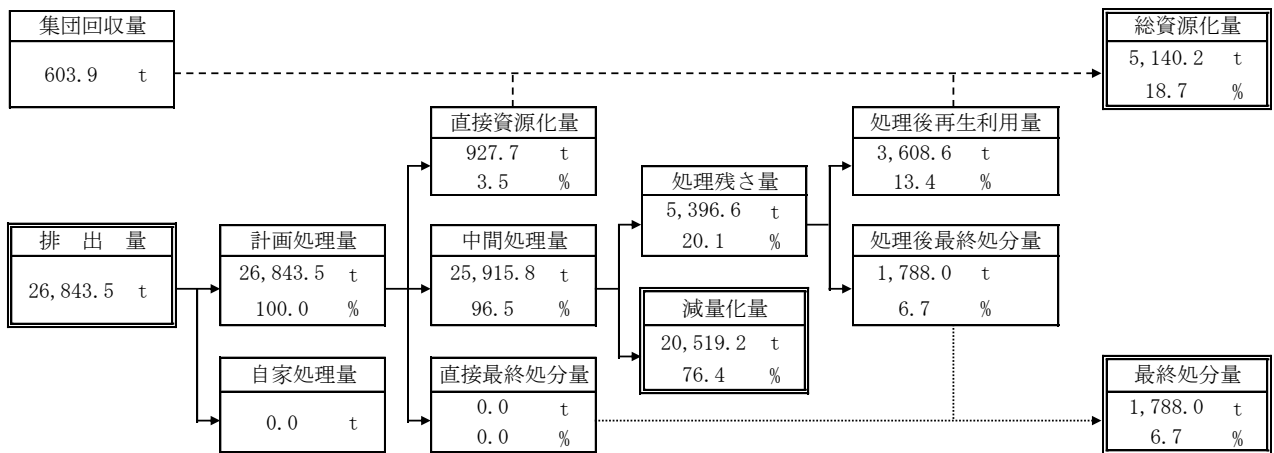
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりです。

総排出量は、集団回収も含め、27,447.4 t/年であり、再生利用される総資源化量は 5,140.2 t/年、リサイクル率は 18.7%となっています。

中間処理による減量化量は 20,519.2 t/年であり、集団回収を除いた排出量の 76.4%が減量化されています。また、集団回収を除いた排出量の 6.7%に当たる 1,802.8 t が埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち、焼却処理は 22,856.6 t です。焼却施設における給湯および暖房は、予熱された減温用空気を利用して温水発生器で温水を発生させています。



※ 処理委託量は、中間処理量および減量化量にカウントしている。

図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 27 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出は図 2-2 のとおりです。生活排水処理対象人口（総人口）は、全体で 78,341 人であり、汚水衛生処理人口（平成 27 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は 75,873 人、汚水衛生処理率\*は 96.9%となっています。

し尿発生量は 6,749kL/年、浄化槽汚泥発生量 2,969kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 9,718kL/年となっています。

※汚水衛生処理率＝（公共下水道＋集落排水処理施設＋コミュニティ・プラント＋合併浄化槽の各人口）÷総人口（住基人口＋外国人人口）

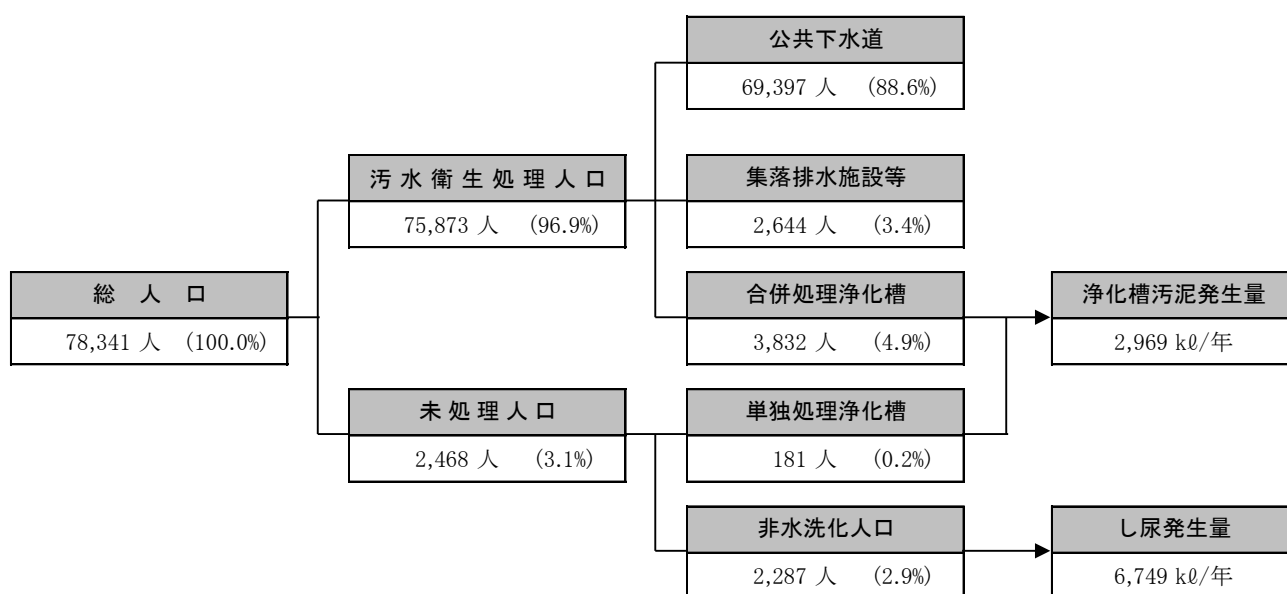


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー（平成 27 年度）

ア 市町村がし尿・浄化槽汚泥と併せて行う有機性廃棄物の処理

対象地域では、し尿・浄化槽汚泥と併せての有機性廃棄物の処理は行っていません。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現をめざし、表 2-1 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組みます。令和 4 年度における目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-3 のようになります。

なお、令和 4 年度の総排出量は表 2-1、表 2-3 のようになります。

また、別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現 状 (割合※ <sup>1</sup> ) (平成27年度)	目 標 (割合※ <sup>1</sup> ) (令和4年度)
排 出 量	事業系 総排出量	9,041.1 トン	7,986.0 トン ( -11.7 %)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	2.1 トン/事業所	1.4 トン/事業所 ( -33.3 %)
	生活系 総排出量	17,802.4 トン	15,424.0 トン ( -13.4 %)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	186.1 kg/人	153.4 kg/人 ( -17.6 %)
合 計 排出量合計		26,843.5 トン	23,410.0 トン ( -12.8 %)
再 生 利 用 量	直接資源化量	927.7 トン ( 3.5 %)	1,037.2 トン ( 4.4 %)
	総資源化量	5,140.2 トン ( 19.1 %)	6,948.2 トン ( 29.7 %)
	回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,802.8 トン ( 6.7 %)	1,475.1 トン ( 6.3 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)  
事業所数: 4295 平成26年経済センサス-活動調査結果より

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

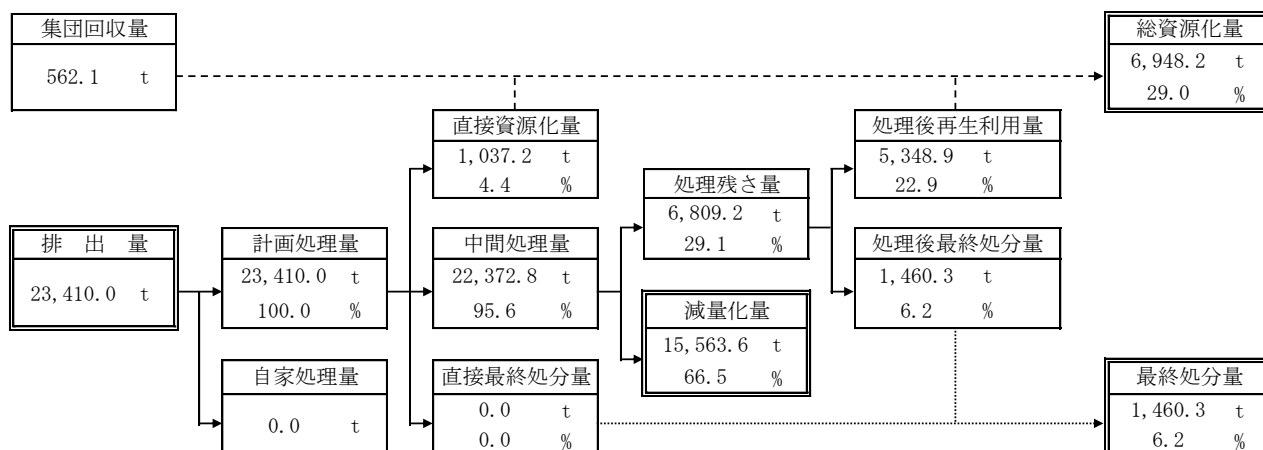
排 出 量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量(し尿汚泥焼却残渣を含む) [単位: トン]



※ 処理委託量は、中間処理量および減量化量にカウントしている。

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和 4 年度)

表 2-2 減量化・再生利用に関する構成市町村の現状（内訳）

指 標 ・ 単 位		茅野市現状（割合※ <sup>1</sup> ） （平成27年度）	富士見町現状（割合※ <sup>1</sup> ） （平成27年度）	原村現状（割合※ <sup>1</sup> ） （平成27年度）
排 出 量	事業系 総排出量	7,546.6 トン	1,009.8 トン	484.7 トン
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	2.4 トン/事業所	1.4 トン/事業所	1.1 トン/事業所
	生活系 総排出量	12,644.8 トン	3,504.2 トン	1,653.4 トン
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	185.1 kg/人	190.0 kg/人	185.4 kg/人
	合 計 排出量合計	20,191.4 トン	4,514.0 トン	2,138.1 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量	209.7 トン（ 1.0 %）	493.3 トン（ 10.9 %）	224.7 トン（ 10.5 %）
	総資源化量	3,837.1 トン（ 19.0 %）	897.2 トン（ 19.9 %）	405.8 トン（ 19.0 %）
	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	－ MWh	－ MWh	－ MWh
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,312.7 トン（ 6.5 %）	334.3 トン（ 7.4 %）	155.8 トン（ 7.3 %）

※<sup>1</sup> 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※<sup>2</sup> 1事業所当たりの排出量＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)}÷(事業所数)

事業所数：4295 平成26年経済センサス-活動調査結果より（茅野市：3139、富士見町：723、原村：433）

※<sup>3</sup> (1人当たりの排出量)＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)}÷(人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量(し尿汚泥焼却残渣を含む)[単位：トン]

表 2-3 減量化・再生利用に関する構成市町村の目標（内訳）

指 標 ・ 単 位		茅野市目標（割合※ <sup>1</sup> ） （令和4年度）	富士見町目標（割合※ <sup>1</sup> ） （令和4年度）	原村目標（割合※ <sup>1</sup> ） （令和4年度）
排 出 量	事業系 総排出量	6,731.5 トン	858.0 トン	396.5 トン
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.7 トン/事業所	1.0 トン/事業所	0.7 トン/事業所
	生活系 総排出量	10,925.4 トン	3,027.3 トン	1,471.3 トン
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	153.2 kg/人	156.8 kg/人	147.6 kg/人
	合 計 排出量合計	17,656.9 トン	3,885.3 トン	1,867.8 トン
再 生 利 用 量	直接資源化量	172.1 トン（ 1.0 %）	559.4 トン（ 14.4 %）	305.7 トン（ 16.4 %）
	総資源化量	5,444.9 トン（ 30.8 %）	1,007.6 トン（ 25.9 %）	495.7 トン（ 26.5 %）
	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	－ MWh	－ MWh	－ MWh
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	967.1 トン（ 5.5 %）	346.7 トン（ 8.9 %）	161.3 トン（ 8.6 %）

※<sup>1</sup> 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※<sup>2</sup> 1事業所当たりの排出量＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)}÷(事業所数)

事業所数：4295 平成26年経済センサス-活動調査結果より（茅野市：3139、富士見町：723、原村：433）

※<sup>3</sup> (1人当たりの排出量)＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)}÷(人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量(し尿汚泥焼却残渣を含む)[単位：トン]



(4) 生活排水処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-4 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。参考として、構成市町村の現状と目標の内訳を表 2-5、表 2-6 に示します。

表 2-4 生活排水処理に関する現状と目標

		平成27年度実績		令和4年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	69,397 人	88.6%	68,848 人	89.1%
	農業集落排水施設等	2,644 人	3.4%	2,145 人	2.8%
	合併処理浄化槽等	3,832 人	4.9%	4,056 人	5.3%
	未処理人口	2,468 人	3.1%	2,185 人	2.8%
合 計		78,341 人	100.0%	77,234 人	100.0%

し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	6,749 kL	5,861 kL
	浄化槽汚泥量	2,969 kL	4,067 kL
	合 計	9,718 kL	9,928 kL

表 2-5 生活排水処理に関する構成市町の現状（内訳）

		平成27年度実績					
		茅野市		富士見町		原村	
処理形態別人口	公共下水道	53,488 人	95.7%	9,769 人	65.2%	6,140 人	82.5%
	農業集落排水施設等	0 人	0.0%	2,644 人	17.6%	0 人	0.0%
	合併処理浄化槽等	1,769 人	3.1%	994 人	6.6%	1,069 人	14.3%
	単独処理浄化槽等	156 人	0.3%	13 人	0.1%	12 人	0.2%
	汲み取り	497 人	0.9%	1,567 人	10.5%	223 人	3.0%
合 計		55,910 人	100.0%	14,987 人	100.0%	7,444 人	100.0%

表 2-6 生活排水処理に関する構成市町の目標（内訳）

		令和4年度目標					
		茅野市		富士見町		原村	
処理形態別人口	公共下水道	53,530 人	96.9%	9,262 人	63.7%	6,056 人	81.5%
	農業集落排水施設等	0 人	0.0%	2,145 人	14.8%	0 人	0.0%
	合併処理浄化槽等	1,336 人	2.4%	1,573 人	10.8%	1,147 人	15.4%
	未処理人口	401 人	0.7%	1,557 人	10.7%	227 人	3.1%
合 計		55,267 人	100.0%	14,537 人	100.0%	7,430 人	100.0%

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア [発生抑制]

##### 1 広報活動による住民・事業者への啓発

ごみを減量化することの重要性を住民や事業者に理解してもらい、自発的努力を促すため、広報紙やホームページ等による啓発活動を継続推進します。

##### ・環境教育の実施

ごみ問題や環境に関する副読本、ビデオ等を作成し、小学生や一般住民への環境教育を実施します。

ごみ処理システムの現状とごみ減量への理解を深めてもらうため、ごみ処理施設の見学会を随時開催します。また、地域の公民館等に職員が出向き、ごみ処理や環境問題についての「まちづくり講座」等を随時実施します。

茅野市では、地域ケーブルテレビの行政専用チャンネル（茅野市：ビーナチャンネル）等を使い、環境教育番組の放送を実施します。

##### ・製造者責任による処理の促進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法は、自ら製造した商品が廃棄物になったものについて、製造者に再生利用を課すものであり、この仕組みを活用し、製造者責任による処理の促進を図ります。

また、適正処理困難物についても、製造業者等による広域的処理の促進を図ります。

##### 2 レジ袋削減の推進

レジ袋削減のため、マイバッグ持参等の普及啓発を推進します。また、レジ袋の有料化等については、地域レベルでの推進が必要であるため、県民スクラム運動と協調して検討を進めていきます。

##### 3 生活系ごみの有料化の導入

生活系ごみの有料化は、住民のごみの発生抑制・排出抑制を誘導するための有効な経済的手法です。

諏訪地域の諏訪湖周辺3市町では、すでに岡谷市が平成22年度から、下諏訪町は平成23年度から生活系ごみを有料化しており、諏訪市も指定袋を市の一元管理として規格を統一するなど、導入に向けた準備を始めています。

このような情勢も受け、3市町村では、生活系ごみ有料化の導入に向けて、諏訪地域の他の自治体とも協議して、有料化実施に向けた検討を進めていきます。また、有料化の導入に際しては、3市町村におけるごみ処理の現状や課題、有料化の必要性等を住民に十分説明し、理解を得るよう努めます。

## イ [排出抑制]

### 1 生活系ごみの発生抑制

- 家庭における生ごみの排出抑制

家庭での生ごみ処理機器による自家処理は、生ごみの排出抑制に加え、堆肥を有効利用することで循環型社会の構築へも寄与します。

現在、各市町村では、生ごみ処理機器の設置に対して補助を行い、普及促進を図っており、排出抑制効果も発揮されています。

今後も生ごみ処理機器の普及に努めるとともに、住民団体等と連携して堆肥づくりの講習会を開催するなど、家庭系生ごみの排出抑制を推進します。

- 地域における生活系生ごみの排出抑制

○茅野市・富士見町・原村

地域単位での生ごみ処理機器の設置に対し、住民要望に応じて設置補助制度を検討します。

- リユースネットワークの整備

家庭で不要となった粗大ごみや自転車の再使用に向け、リユースネットワークを構築し、リユース品情報の提供やフリーマーケットの開催、公共施設の一部を住民団体に解放するなど、住民による不用品の再使用を強力にサポートし、これを推進します。

### 2 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制のため、多量排出事業者を始めとするすべての事業者に対し、ごみの減量化、資源物の分別等の指導を行います。

また、行政は率先して減量化計画を策定し、実行します。

- 事業系ごみの処理手数料の改正

本地域は、豊かな観光資源を有することから、観光系の事業系ごみが多い特徴があり、事業者による発生抑制の意識を高め、事業系ごみの減量化を推進する必要があります。そのため、諏訪南清掃センター（焼却施設）に搬入される事業系ごみの処理に伴う処理手数料について、処理費用等を考慮し、適切な料金に改正します。改正にあたっては、周辺市町村の状況や社会経済情勢を考慮するとともに、生活系ごみの有料化についてもあわせて検討します。

また、3市町村の資源ごみ、不燃ごみ等を広域的に処理する新たなリサイクルセンターの施設計画に合わせ、事業系資源ごみや不燃ごみ等の受入れおよび受入れに伴う処理手数料について検討します。

### 3 ボランティアへの活動支援

ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（NPO等含む）への活動支援等を行います。

#### 4 観光地のごみ減量キャンペーンの展開

観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り推奨や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開します。

### ウ リサイクルの施策

#### 1 集団回収の促進

集団回収に対する補助制度は、現在、茅野市で行われています。

集団回収は、資源の分別収集と合わせて、リサイクルを進める両輪であり、今後とも積極的に推進します。

#### 2 給食系食品廃棄物の資源化

各市町村では、それぞれ学校給食等から発生する食品廃棄物を回収し、資源化しています。

これらは、質も安定していることから、品質の良い堆肥ができ、循環利用が進んでいます。一部は、学校農園で利用するなど、環境教育の一環としても役立っています。

### エ 中間処理の施策

#### 1 ごみ焼却施設

既設のごみ焼却施設である諏訪南清掃センター（100 t / 日 [50 t / 16h × 2 炉] 准連続燃焼式）は、平成 9 年 12 月に供用開始し、稼働後約 19 年が経過しています。現況において、運転管理状況は順調であり、通年で 45～85 t / 日の範囲で推移しています。

これまで諏訪南清掃センターの使用年数は、20 年間で想定していましたが、今後、発生・排出抑制を一層推進するとともに、適正に維持管理して、更に 10 年程度延命使用するものとします。

そのため、今後も適正な維持管理を継続するとともに、平成 22 年度に策定した長寿命化計画に沿って延命使用に向けた適切な設備更新等を行っていきます。

#### 2 リサイクルセンターの整備

循環型社会の構築に向け、省資源化や省エネルギー化を推進するためには、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの資源化処理を行う新たなリサイクルセンターを整備し、資源化の向上を図る必要があります。

リサイクルセンターは、効率性や経済性を考慮しながら、諏訪南リサイクルセンター設置検討委員会の提言を踏まえ、ごみ処理広域化計画に基づいて整備することとし、令和 3 年度の稼働をめざします。

リサイクルセンターは、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別・圧縮・保管などを行う処理機能および家具などの粗大ごみや廃自転車などの再生処理機能を備え

るものとし、再生品をリユースするための展示場については、施設の立地状況等を勘案して併設の可否を検討するものとし、

リサイクル処理機能は、広範囲の地域から排出されるごみを施設へ搬入し、集中的かつ効率的に処理を行う必要があるため、3市町村の地域内に1施設を整備する「集中型」が理想的と考えます。

一方、啓発機能は、地域に密着した事業展開が求められ、本地域の住民が誰でも利用しやすい身近な施設配置が望まれるため、茅野市の環境館・美サイクルプラザに見られるように、各市町村に啓発活動の拠点を展開する「ネットワーク型」とし、リサイクルセンターの再生リユース品の展示場としても利用します。

### 3 最終処分場の整備

#### ・既設最終処分場の延命利用

3市町村の最終処分場は、埋立終了期限が迫っていたことから、焼却灰の熔融処理による最終処分場の延命化を計画していましたが、熔融処理計画が見直しされたことから、平成18年度以降、緊急避難的措置として焼却灰を地域外の民間最終処分場に搬出して延命化を図っています。

新たな広域最終処分場が建設されるまで、既設最終処分場を極力長く使えるよう今後も継続してごみの発生抑制・排出抑制・資源化を推進するとともに、新最終処分場稼働まで、最終処分場の延命化に取り組んでいく必要があります。

また、最終処分場の延命化にあわせて、焼却灰の一部を民間の焼却灰リサイクル施設へ搬出し、焼却灰の有効利用の促進を継続して行ってまいります。

#### ・広域最終処分場の整備

延命化に取り組むと同時に、既設最終処分場の埋立完了までに、諏訪南組合を事業主体として新たな広域最終処分場を整備します。

地域のごみは地域で処理するというごみ処理の基本原則に従い、焼却施設から発生する焼却灰および破碎残渣等を本地域内において適切に処分します。

#### ・既存最終処分場の広域運営

3市町村は、既設最終処分場の埋立完了までに新たな広域最終処分場を整備するとともに、2つの既存最終処分場を合わせた計画的な埋立を行い、新たな最終処分場への施設集約を図ります。

諏訪南組合を事業主体とする既存最終処分場の広域運営は、令和8年度を目標とします。

## オ その他の施策

### 1 茅野市・富士見町・原村のごみ処理の一元化

現在、本地域のごみ処理は、茅野市、富士見町および原村の3市町村、3市町村の可燃ごみ処理を行う諏訪南組合、富士見町および原村の不燃・資源ごみ処理を行う南衛組合の5つのごみ処理体制で行われており、地域住民にとって大変分かりにくい構成となっています。

3市町村のごみ処理（中間処理および最終処分）を広域化し、処理主体を諏訪南組合に一元化することにより、経費の節減と効率化を図るとともに、地域住民のごみ処理に対する高レベルの利便性・サービス性を提供します。

現在、ごみ処理（中間処理および最終処分）の広域化・一元化に向けて、3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討が進められています。

既存最終処分場（茅野市一般廃棄物最終処分場、南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場）の運営管理は、令和8年度を目標に一元化を図るものとします。その他のごみ処理は、新たなりサイクルセンターの稼働に合わせて、令和3年度を目標に3市町村のごみ処理（中間処理および最終処分）の一元化を目指すものとしますが、当面は富士見町・原村の資源ごみの一部を直接民間委託します。

### 2 医療系廃棄物の処理

#### ・事業系医療廃棄物

廃棄物処理法では、医療機関から排出される医療廃棄物は事業者の責務によりその処理・処分を行うこととなっています。

注射針などの感染性廃棄物が事業系ごみに混在しないよう、医療機関に対し排出方法の指導および適正処理の徹底を呼びかけます。

#### ・在宅（家庭系）医療廃棄物

近年、社会構造の変化により全国的に高齢化が進み、家庭内で発生する医療系廃棄物が増えています。

茅野市では、在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物以外は生活系ごみとして収集・処理しますが、感染性廃棄物については医療機関に持参するよう定めています。富士見町および原村では、医療廃棄物は、町、村では収集・処理は行わず、医療機関に持参するよう定めています。

今後も、各市町村で定められた分別方法の徹底を図り、特に感染性廃棄物が収集ごみに混入することのないよう指導していきます。

### 3 地域環境美化の推進

#### ・散乱ごみ対策の推進

河川や道路等に捨てられる散乱ごみは、地域の環境美化を損なうとともに、ごみ処理経費の増加にもつながっています。

このため、広報や観光地での呼びかけにより、ごみの散乱防止について意識啓発に努めるとともに、PTAや町内会、ボランティア団体等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

#### ・不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄については、依然として件数が減少せず、また、投棄者の特定が困難であるなど、課題が多くあります。

不法投棄の通報窓口への情報提供を呼びかけ、早期発見に努めるとともに、不法投棄監視カメラ貸出制度の創設、不法投棄発生現場を広報でお知らせするなど監視の目を強めることにより、不法投棄の未然防止に取り組めます。

また、住民・事業者・警察・3市町村・近隣自治体・県等と広く連携し、緊密な情報交換を行いながら、不法投棄対策を推進していきます。

### カ 生活排水対策

生活排水の汚濁負荷削減方策として、単独処理浄化槽の合併処理への転換促進を、普及及び維持管理に関する支援組織「諏訪浄化槽衛生管理組合」とともに推進します。

#### ① 住民の啓発に係る事項

適正管理の指導啓発、研修会の実施、契約の補助等

#### ② 面的整備推進に係る事項

設置工事の一括契約による計画的設置、面的整備の必要性に関する住民指導、面的整備の進行管理

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法は、表 3-1 のとおりです。

現状では、可燃ごみおよび可燃性粗大ごみ（破碎可燃物）は、諏訪南組合の焼却施設（諏訪南清掃センター）で焼却処理しています。不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物については、茅野市は市単独で処理または民間委託し、富士見町および原村は 2 町村で構成する南諏衛生施設組合（以下「南衛組合」といいます。）で処理または民間委託しています。

今後は、ごみ処理の効率化、循環型社会の構築を実現するため、茅野市、富士見町および原村における将来のごみ処理（中間処理および最終処分）は、事業主体を諏訪南組合に一元化を目指します。

なお、可燃ごみおよび破碎可燃物については、今後も諏訪南清掃センターで焼却処理

します。諏訪南清掃センターの使用期限は、当初の計画では平成 30 年度までの 20 年間とし、令和元年度に焼却施設を更新稼働する方針としていました。しかし、近年の厳しい財政事情や上位計画である諏訪広域連合における焼却施設の広域化の進捗状況を踏まえて、使用年数を 20 年に限定せず、更に 10 年程度長期間使用するものとします。そのため、今後も適正な維持管理を継続するとともに、平成 22 年度に策定した長寿命化計画に沿って延命使用に向けた適切な設備更新等を行っていきます。



表 3-1 諏訪南地域各市町村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成27年度)								
茅 野 市				富士見町・原村				
分別区分	処理方法	※1 処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	※1 処理施設等	処理実績 (トン)	
							富士見町	原村
可燃ごみ	焼却	諏訪南組合 諏訪南清掃 センター	17,597.6	可燃ごみ	焼却	諏訪南組合 諏訪南清掃 センター	3,321.3	1,659.8
可燃性粗大ごみ (持ち込みのみ)			0.0	可燃性粗大ごみ			187.5	67.7
不燃ごみ	破砕選別	茅野市不燃物処理場	300.7	不燃ごみ	破砕選別	南衛組合粗大ごみ処理施設 (缶類を不燃に含む※3)	271.6	110.7
不燃性粗大ごみ (持ち込み、戸別収集※2)	破砕等	委託	0.0	不燃性粗大ごみ			76.2	26.5
資源物	缶類	茅野市不燃物処理場 →委託	388.2	びん類	リサイクル	南衛組合粗大ごみ処理施設→委託	106.4	48.7
	布類	茅野市古紙類等梱包施設→委託	1,695.2	ペットボトル	リサイクル	委託	493.3	224.7
	紙類			発泡スチロール				
	ペットボトル	委託	209.7	白トレイ	リサイクル	委託	493.3	224.7
	食用廃油			有害物				
	有害物			容器包装プラスチック				
	容器包装プラスチック			紙類				
				布類				
				その他プラスチック				

今 後 (令和4年度)								
茅 野 市				富士見町・原村				
分別区分	処理方法	※1 処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	※1 処理施設等	処理実績 (トン)	
							富士見町	原村
可燃ごみ	焼却	諏訪南組合 諏訪南清掃 センター	13,236.5	可燃ごみ	焼却	諏訪南組合 諏訪南清掃 センター	2,552.9	1,216.9
可燃性粗大ごみ (持ち込みのみ)			0.0	可燃性粗大ごみ			99.9	31.1
不燃ごみ	破砕選別	リサイクルセンター	208.9	不燃ごみ	破砕選別	リサイクルセンター	207.6	89.6
不燃性粗大ごみ (持ち込み、戸別収集※2)			223.6	不燃性粗大ごみ			106.3	56.2
資源物	缶類	リサイクルセンター	350.6	缶類	リサイクル	委託	171.5	63.2
	布類	茅野市不燃物処理場 →委託	1,695.2	ペットボトル	リサイクル	委託	493.3	224.7
	紙類			発泡スチロール				
	ペットボトル	委託	209.7	白トレイ	リサイクル	委託	493.3	224.7
	白トレイ			有害物				
	食用廃油			容器包装プラスチック				
	有害物			紙類				
	その他プラ			布類				
	小型家電			その他プラ				
容器包装プラスチック	小型家電							

※1 諏訪南組合：諏訪南行政事務組合、南衛組合：南諏衛生施設組合  
 ※2 茅野市では、粗大ごみのうち電子レンジ、ファンヒーター、自転車の3品目については戸別収集（有料）を実施、その他は持ち込みのみ。

## イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現状では、事業系ごみについては、諏訪南清掃センターで3市町村の事業系可燃ごみを処理しています。なお、茅野市では、事業系資源ごみ、不燃ごみの受け入れは行っていません。富士見町および原村では、事業系ごみも生活系ごみと同様の分別区分、処理体制としていますが、南衛組合には事業系資源ごみ、不燃ごみは搬入されていない状況です。

今後は、可燃ごみについては現在と同様、諏訪南清掃センターで焼却処理します。事業系資源ごみ、不燃ごみについては、受け入れおよび受け入れに伴う処理手数料を検討します。

また、事業系ごみの排出抑制のため、多量排出事業者を始めとするすべての事業者に対し、ごみの減量化、資源物の分別等の指導を行うとともに、行政は率先して減量化計画を策定し、実行します。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設では、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行っていません。今後も一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理は基本的に行わないものとします。

## エ 生活排水処理の現状と今後

下水道整備区域および農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり、下水道や農業集落排水施設による処理を行い、それ以外の区域において、合併処理浄化槽による処理を推進していきます。また、現在設置されている単独処理浄化槽の状況を把握し、合併処理浄化槽への転換を指導していきます。

現在、し尿および浄化槽汚泥の処理については、茅野市は諏訪市・茅野市衛生施設組合の中央アメニティパークで処理を行い、富士見町および原村は南衛組合の南諏衛生センターし尿処理施設で処理を行っています。今後も、各施設における処理を継続していきます。施設の老朽化やし尿および浄化槽汚泥の質的量的変動に十分対応しながら、適正かつ効率的な運転管理、維持管理を行っていきます。

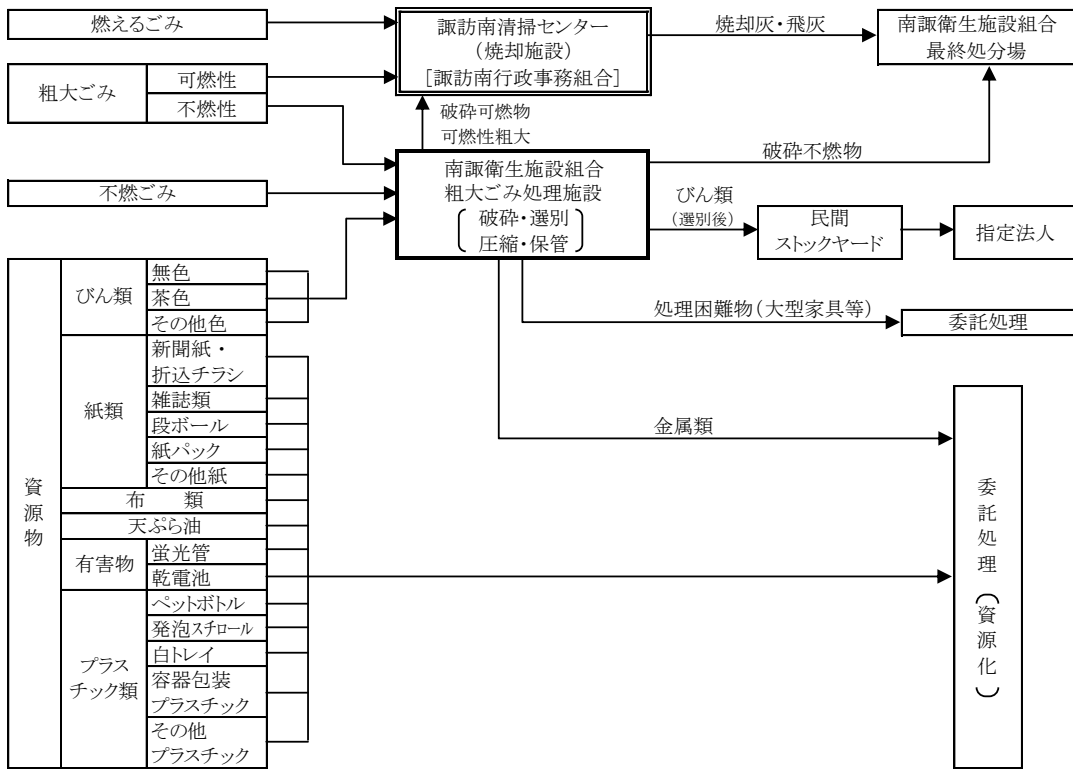
## オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇3市町村のごみ処理（中間処理、最終処分）は、諏訪南組合に一元化する。
- ◇可燃ごみは、諏訪南清掃センター（諏訪南組合）で焼却処理する。
- ◇諏訪南清掃センターは、長寿命化計画に添って延命使用する。
- ◇新最終処分場の建設を諏訪南組合で行う、建設までの間は焼却残渣、破碎不燃物は、既存の茅野市一般廃棄物最終処分場、南諏衛生施設組合最終処分場で埋立処分する。焼却残渣の一部は、民間のリサイクル施設に搬出し、有効利用を図る。
- ◇事業系可燃ごみの処理手数料の見直しなどにより、事業者による発生抑制の意識を高め、減量化を推進する。
- ◇下水道計画区域外および農業集落排水施設区域外の地域について、合併処理浄化槽の整備を推進する。

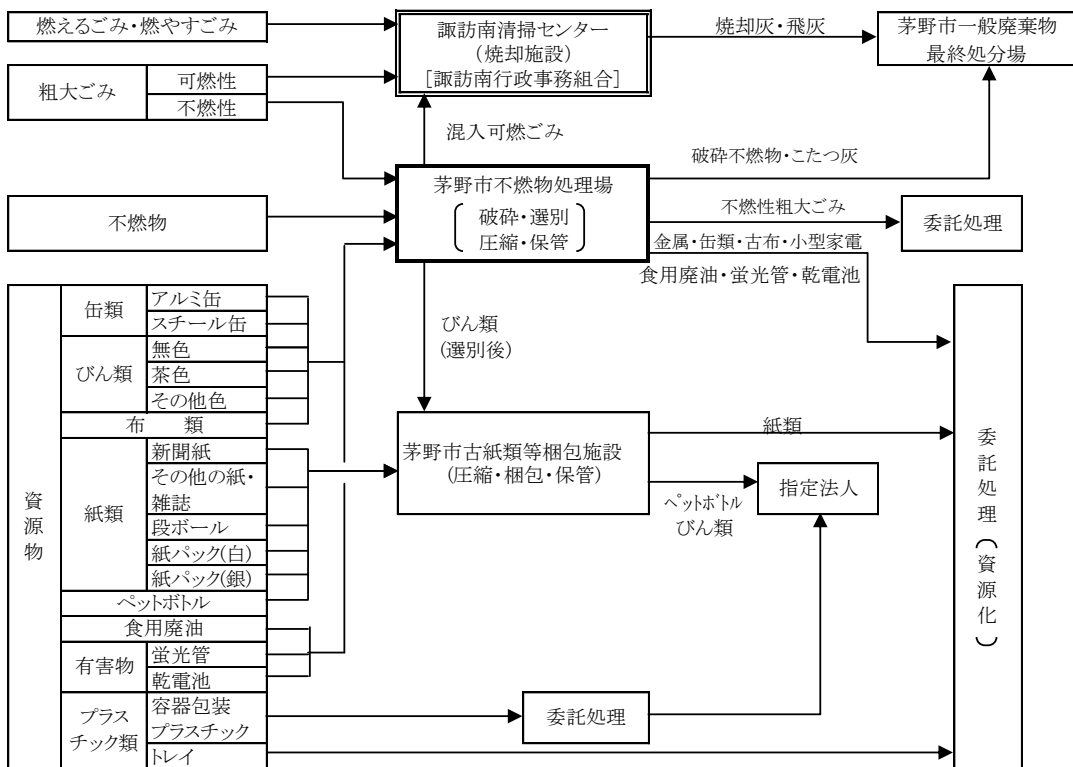
現状のごみ処理フローを図 3-1 に、将来のごみ処理フローを図 3-2 に示します。

[富士見町・原村]



※缶類ごみは、不燃ごみとして排出された後、粗大ごみ処理施設で選別・資源化

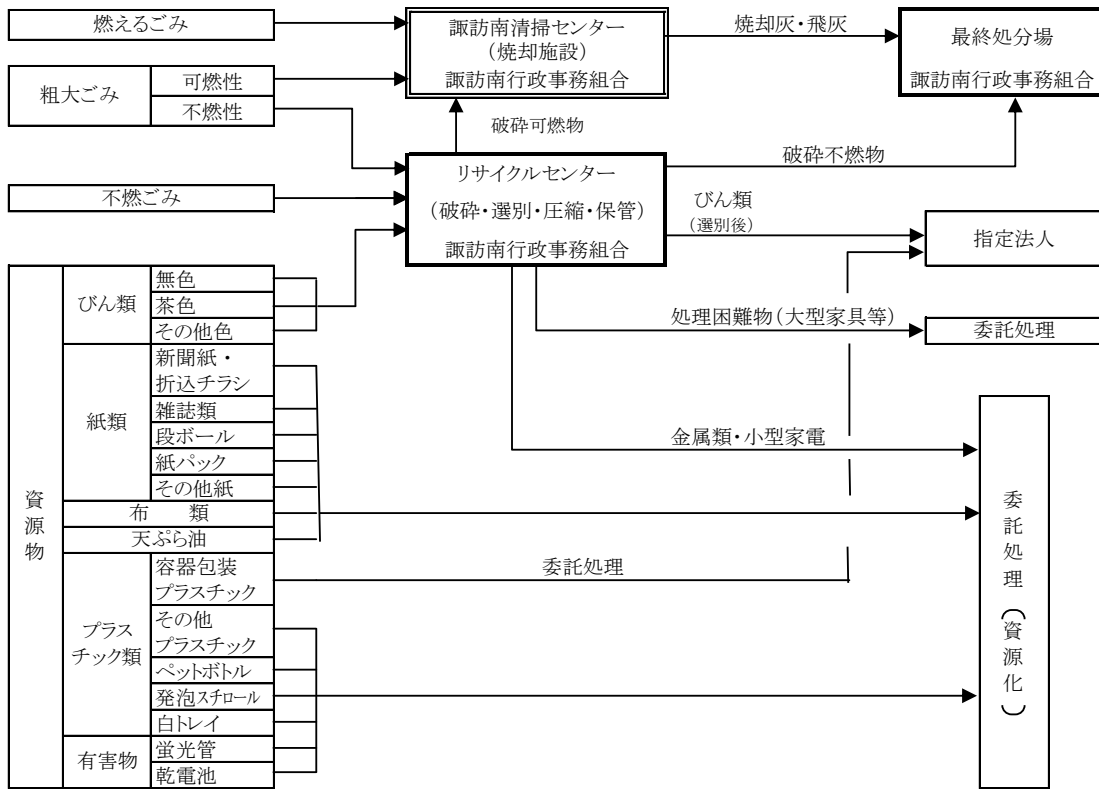
[茅野市]



※不燃性粗大ごみは、不燃物処理場で保管後、業者委託処理

図 3-1 現状のごみ処理フロー (平成 27 年度)

[富士見町・原村]



※缶類ごみは、不燃ごみとして排出された後、リサイクルセンターで選別・資源化

[茅野市]

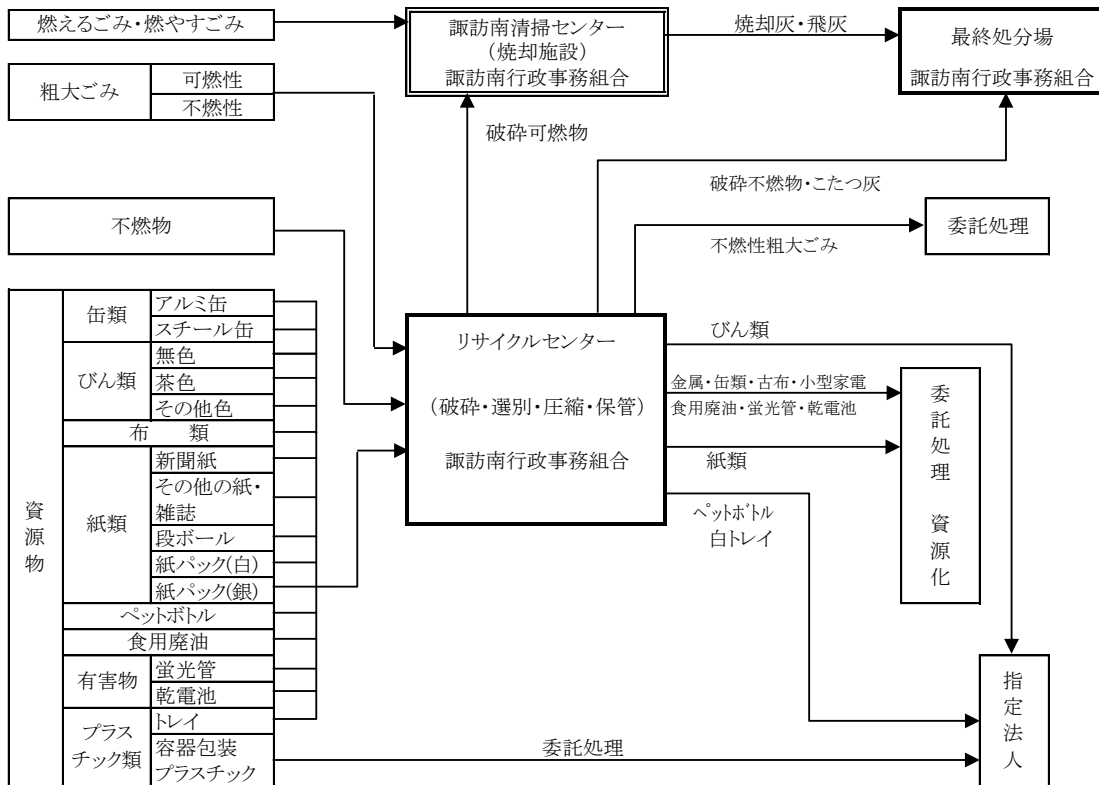


図 3-2 将来のごみ処理フロー (令和3年度)

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

マテリアルリサイクルセンターの建設を表 3-3 のとおり行います。

表 3-3 マテリアルリサイクルセンター整備

事業番号	整備施設種類	事業名	設置予定地	処理能力	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクルセンター整備事業	茅野市米沢	19t/日	R1~2

(整備理由)

事業番号 1 構成市町村が有する施設の老朽化が著しいことから、広域処理を踏まえた施設整備を行う。

一般廃棄物最終処分場の建設を表 3-4 のとおり行います。

表 3-4 一般廃棄物最終処分場整備

事業番号	整備施設種類	事業名	設置予定地	処理能力	事業期間
2	最終処分場	一般廃棄物最終処分場整備事業	用地選定中	36,000m <sup>3</sup>	R6~7

(整備理由)

事業番号 2 構成市町村が有する施設の延命を進めてきたが埋立容量に達することから、広域処理を踏まえた施設整備を行う。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-5 のとおり行います。

表 3-5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	設置予定地	直近の整備済基数(基) (平成 27 年度まで)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
3	茅野市 浄化槽設置整備事業	茅野市	1,220	320	780	H29~R3
	富士見町 浄化槽設置整備事業	富士見町	321	67	215	H29~R3
	原村 浄化槽設置整備事業	原村	956	143	450	H29~R3

(整備理由)

事業番号 3 衛生的な循環水処理システムの推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図る。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

新たな施設の整備に関する計画支援事業を表 3-6 のとおり行います。

表 3-6 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
11	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る測量・地質調査	測量・地質調査	H29~H30
12	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る基本計画の策定	施設整備基本計画の策定	H29~H30
13	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る環境影響調査	生活環境影響調査	H29~H30
14	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る発注仕様書及び発注支援等	発注仕様書作成及び発注支援	H29~H30
21	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量・地質調査	測量・地質調査	R4
22	一般廃棄物最終処分場の基本設計	施設整備基本設計	R4
23	一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響調査	生活環境影響調査	R5
24	一般廃棄物最終処分場の実施設計	実施設計	R5

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

諏訪南清掃センターの長寿命化計画を平成 22 年度に策定しました。新たに長寿命化計画を策定する施設はありません。

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

テレビ、エアコン、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機ならびに衣類乾燥機（特定家電用機器再商品化法）、パソコンおよびディスプレイ（資源有効利用促進法）について、各法律に基づいて適切な回収、再商品化、再資源化等がなされるよう、住民への周知や関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行います。

イ 不法投棄対策

不法投棄の通報窓口への情報提供を呼びかけ、早期発見に努めるとともに、不法投棄

監視カメラ貸出制度の創設、不法投棄発生現場を広報でお知らせするなど監視の目を強めることにより、不法投棄の未然防止に取り組めます。

また、住民・事業者・警察・3市町村および組合・近隣自治体・県等と広く連携し、緊密な情報交換を行いながら、不法投棄対策を推進していきます。

散乱ごみについては、広報や観光地での呼びかけにより、ごみの散乱防止について意識啓発に努めるとともに、PTAや町内会、ボランティア団体等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

#### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内および周辺市町村間で構築します。

災害時の廃棄物の処理について、以下のとおりとします。

臨時集積場所：茅野市運動公園自由広場一時保管場所：茅野市一般廃棄物最終処分場、南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場

災害廃棄物処理：諏訪南清掃センター

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

各市町村は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、各市町村、長野県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させます。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。



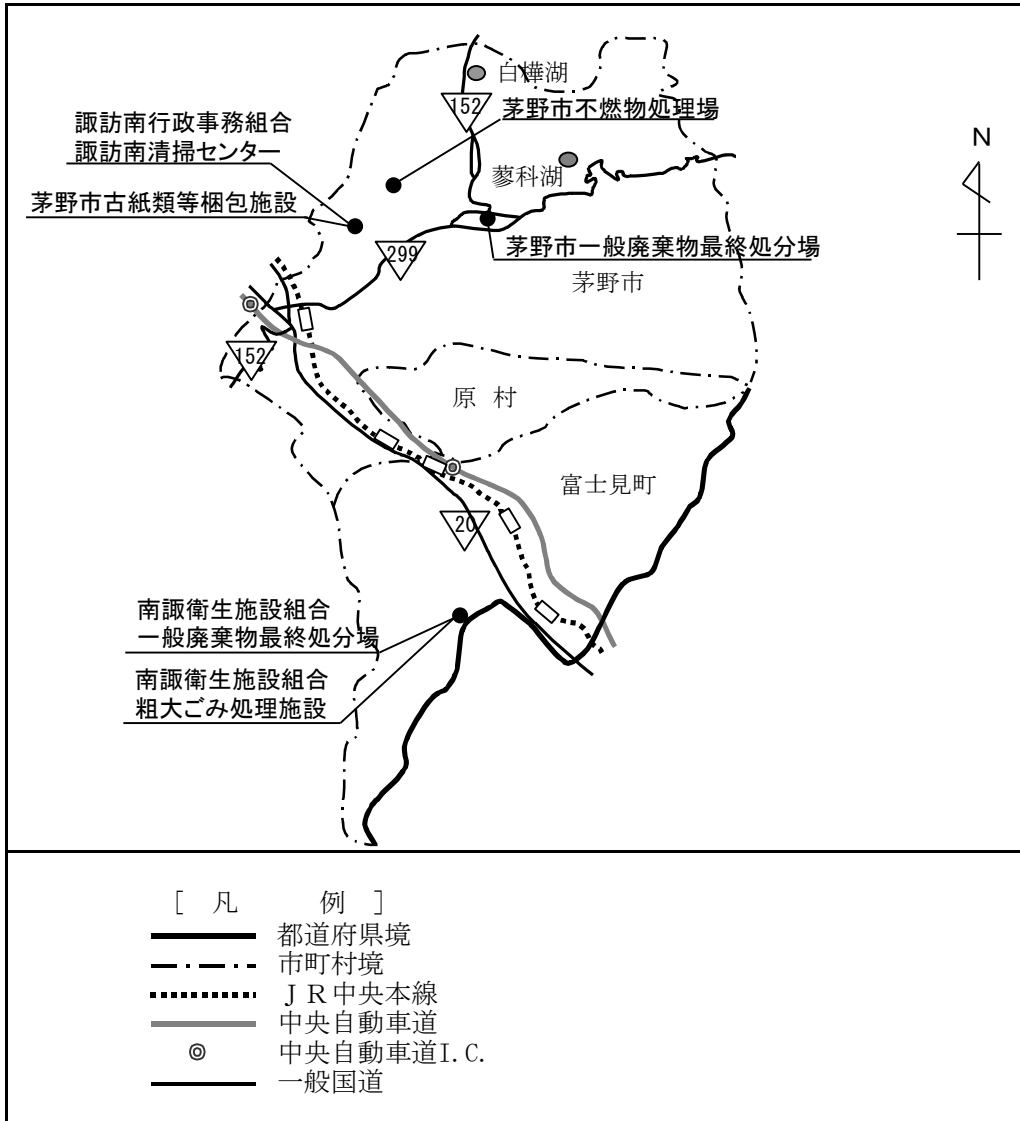


図 1 関係施設の位置図

表 1 中間処理施設の概要

[焼却施設]

名 称	諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）	
所在地	茅野市米沢2000番地3	
敷地面積	13,662.8m <sup>2</sup>	
建築面積	4,262.9m <sup>2</sup>	
供用開始	平成9年12月	
処理能力	100 t / 日（50 t / 16h × 2炉）	
施設内容	処理方式	准連続燃焼式
	炉形式	ストーカ炉
	排ガス冷却方式	水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	余熱利用	温水利用
	灰固形化設備	キレート処理

[不燃・資源ごみ処理施設]

名 称	茅野市不燃物処理場	
所在地	茅野市北山守西山381番地3	
敷地面積	6,652.7m <sup>2</sup>	
建築面積	418.7m <sup>2</sup>	
供用開始	昭和55年2月	
処理能力	15 t / 5 h	
処理対象物	不燃物	破碎・選別・圧縮・保管
	金属類	選別・保管
	缶類	選別・圧縮・保管
	びん類	選別
	布類	梱包・保管
	粗大ごみ	保管

名 称	茅野市古紙類等梱包施設	
所在地	茅野市米沢2000番地3	
敷地面積	11,014.9m <sup>2</sup>	
建築面積	1,065.5m <sup>2</sup>	
処理対象物	ペットボトル	圧縮・梱包・保管
	びん類	保管
	紙類（新聞紙）	圧縮・梱包・保管
	紙類（その他）	保管
	紙パック	保管

名 称	南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設
所在地	富士見町富士見5251番地1
敷地面積	4,692m <sup>2</sup>
建築面積	351.09m <sup>2</sup>
供用開始	平成2年4月
処理能力	10 t / 5 h
処理方式	回転破碎・アルミ選別・磁選別・圧縮
処理対象物	不燃物・不燃性粗大

表 2 最終処分施設の概要

区 分	概 要	
茅 野 市 一般廃棄物最終処分場	所 在 地	茅野市湖東笹原56番地他
	敷 地 面 積	17,613m <sup>2</sup>
	埋 立 面 積	4,300m <sup>2</sup>
	埋 立 容 量	34,840m <sup>3</sup>
	埋 立 期 間	平成6年4月～25年度（予定）
	埋立対象物	破碎不燃物・焼却残渣
	水 処 理	63.3m <sup>3</sup> /日
南諏衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	所 在 地	富士見町富士見5240番地
	敷 地 面 積	33,700m <sup>2</sup>
	埋 立 面 積	6,400m <sup>2</sup>
	埋 立 容 量	26,500m <sup>3</sup>
	埋 立 期 間	平成7年度～30年度（予定）
	埋立対象物	破碎不燃物・焼却残渣・し尿汚泥焼却残渣
	水 処 理	25m <sup>3</sup> /日

別添2 現状と目標のトレンドグラフ

【ごみ処理関係】

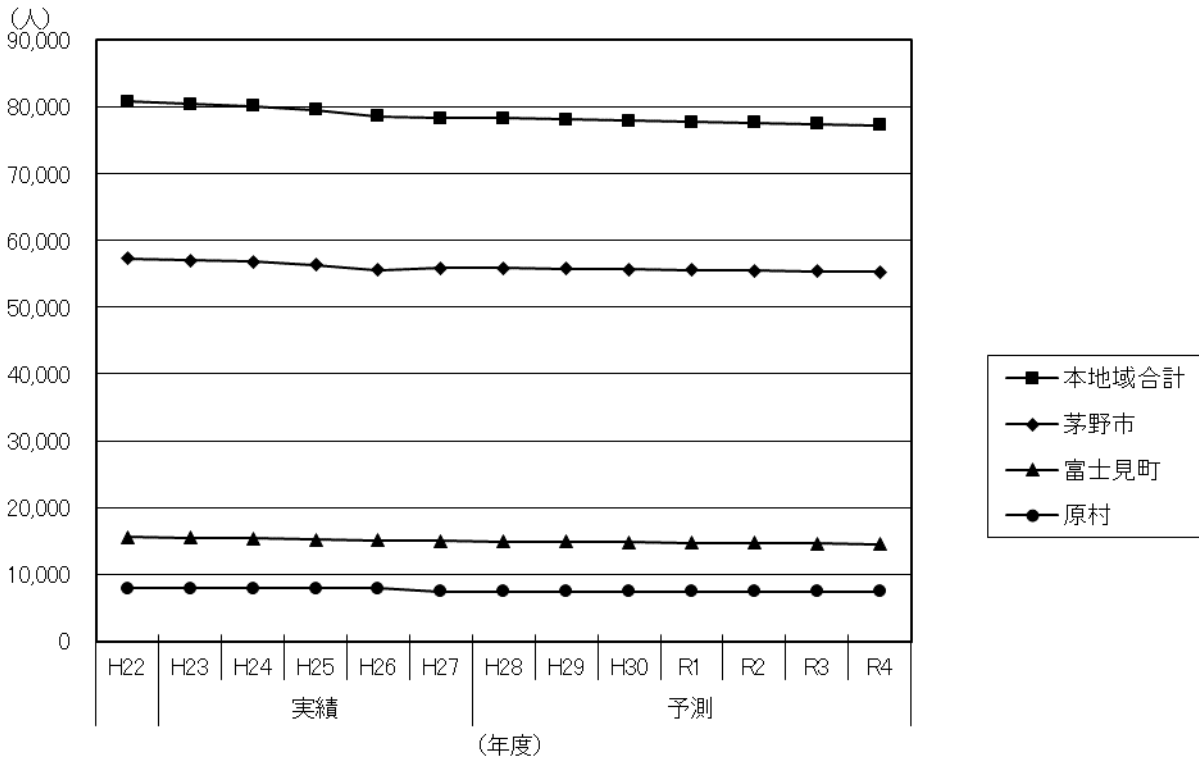


図1 人口の推移と見通し

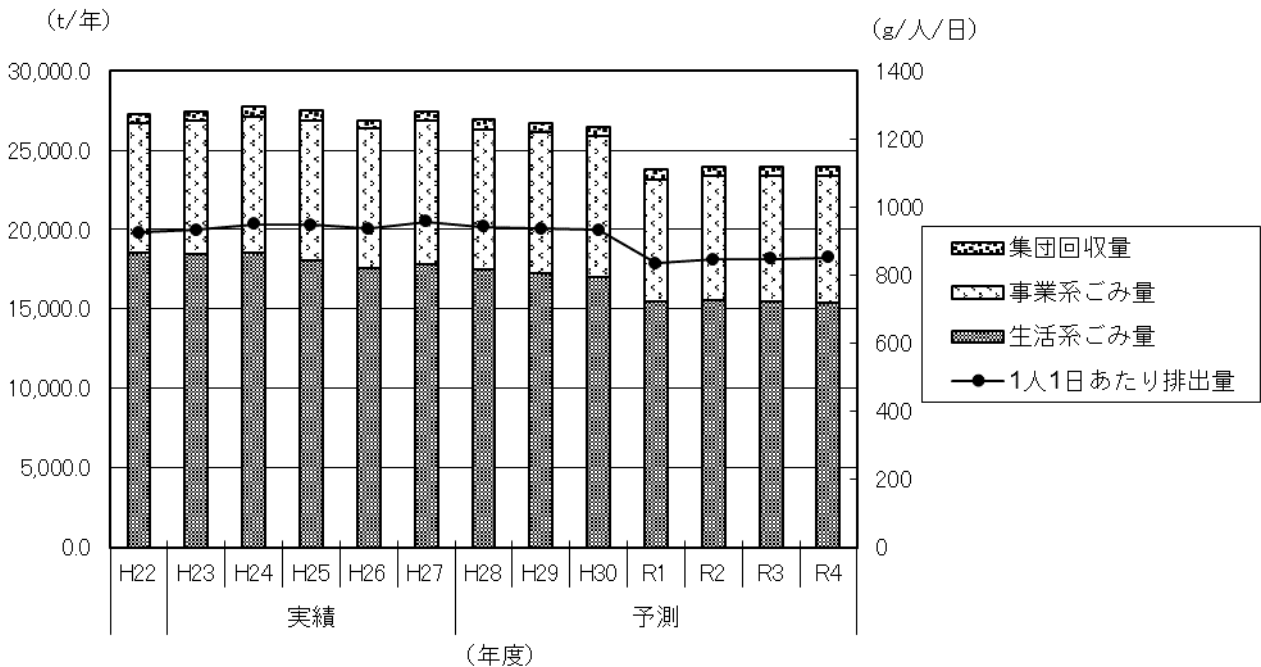


図2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ編）

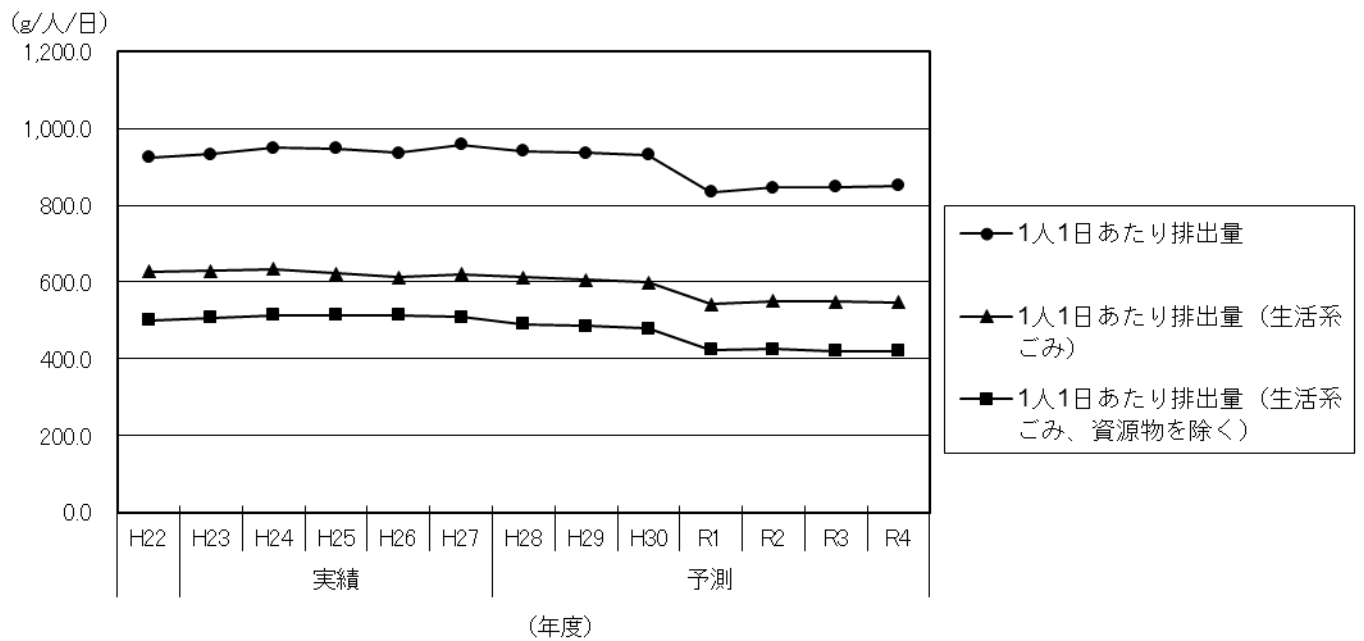


図3 1人1日あたり排出量の推移

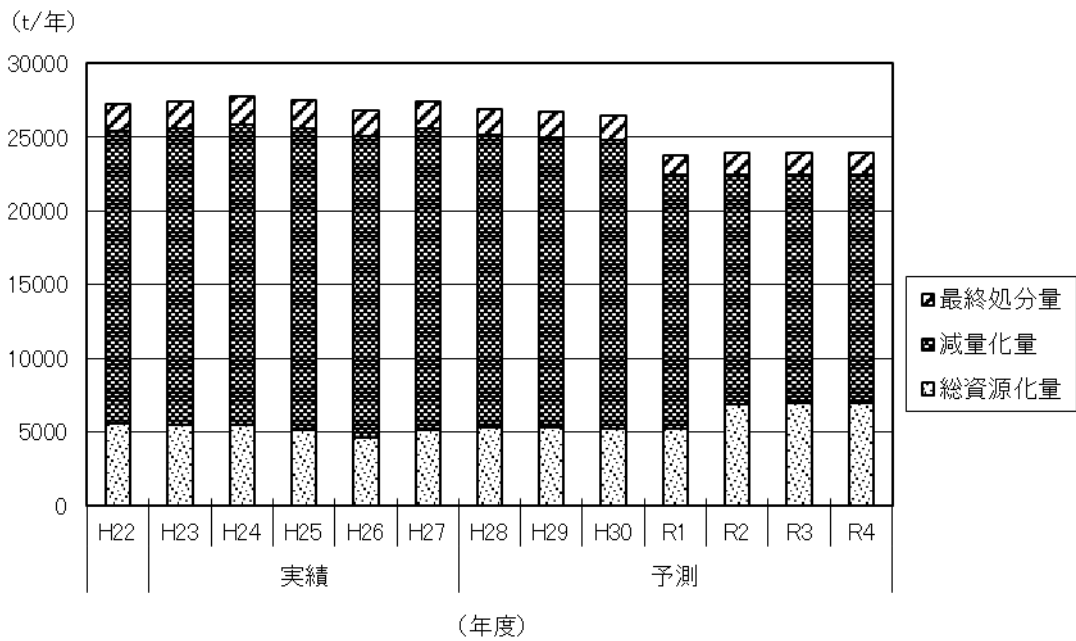


図4 ごみ処理・処分量の推移

【生活排水処理関係】

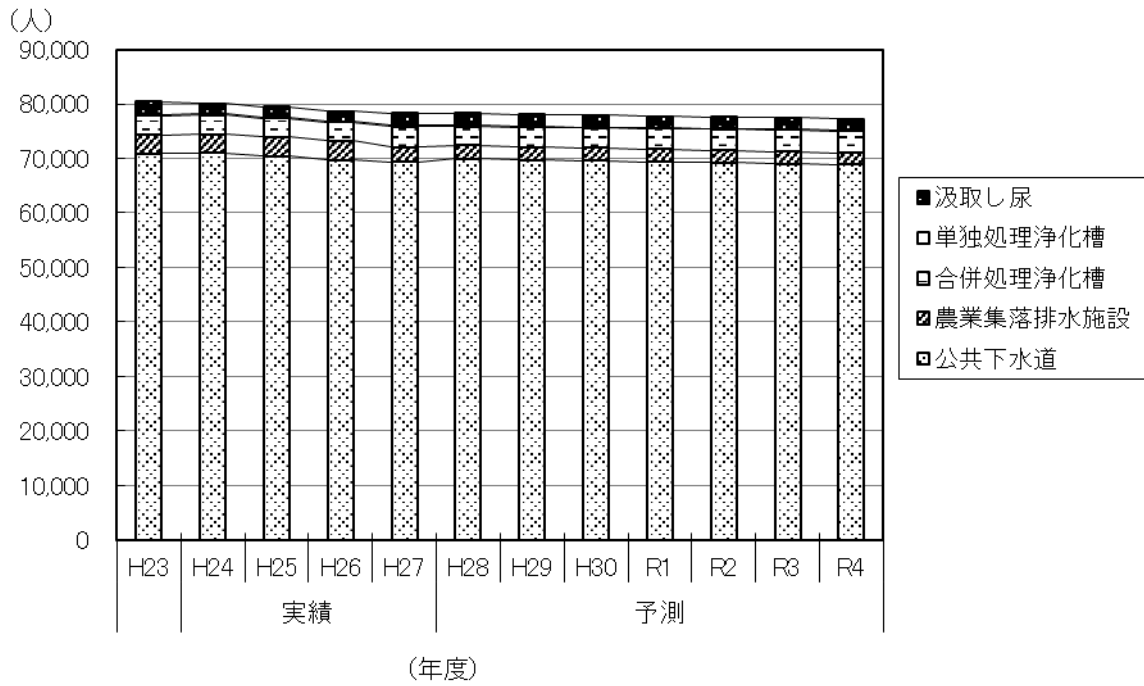


図5 生活排水処理形態別人口の推移（本地域合計）

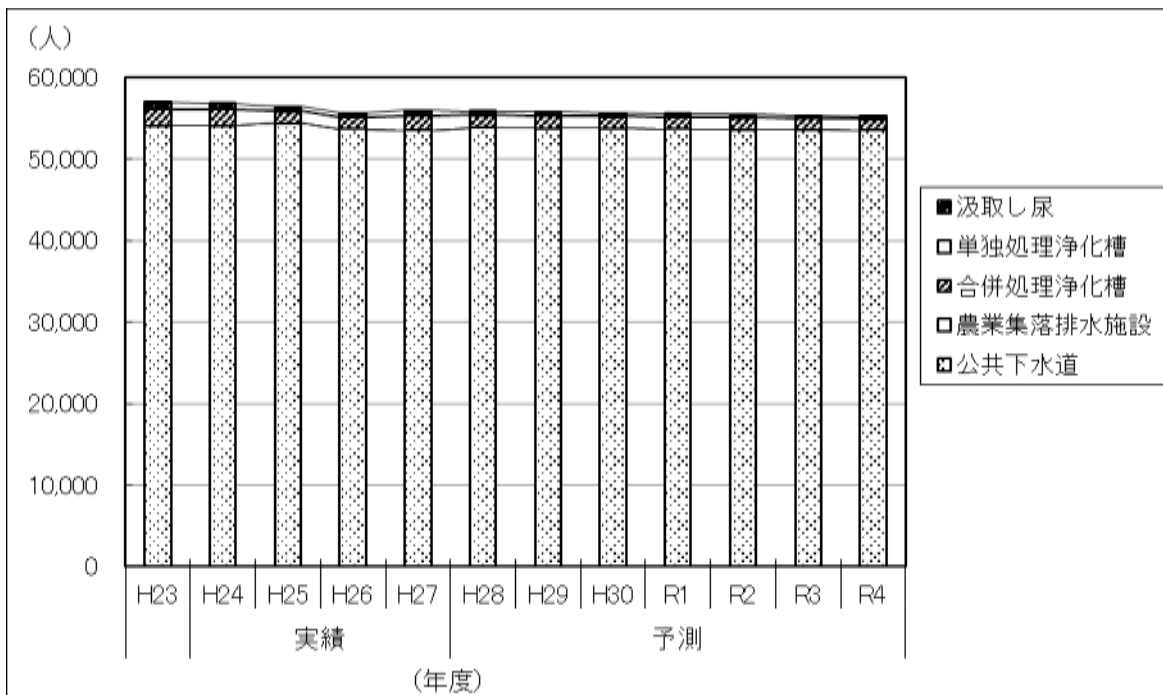


図6 生活排水処理形態別人口の推移（茅野市）

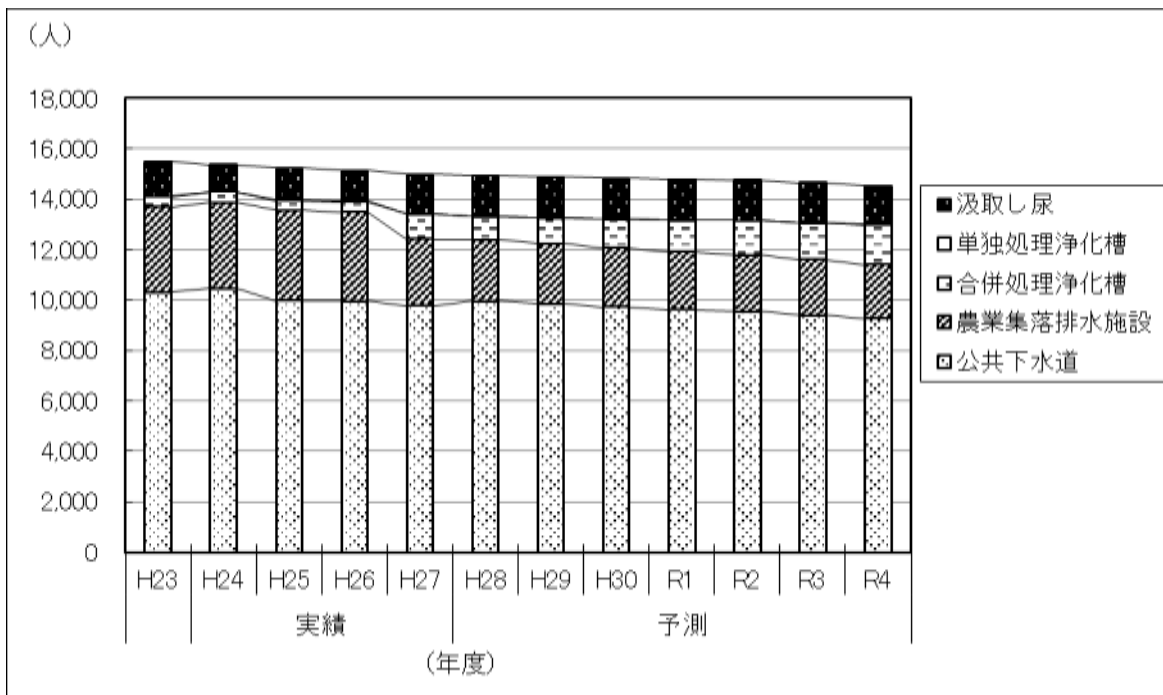


図 7 生活排水処理形態別人口の推移（富士見町）

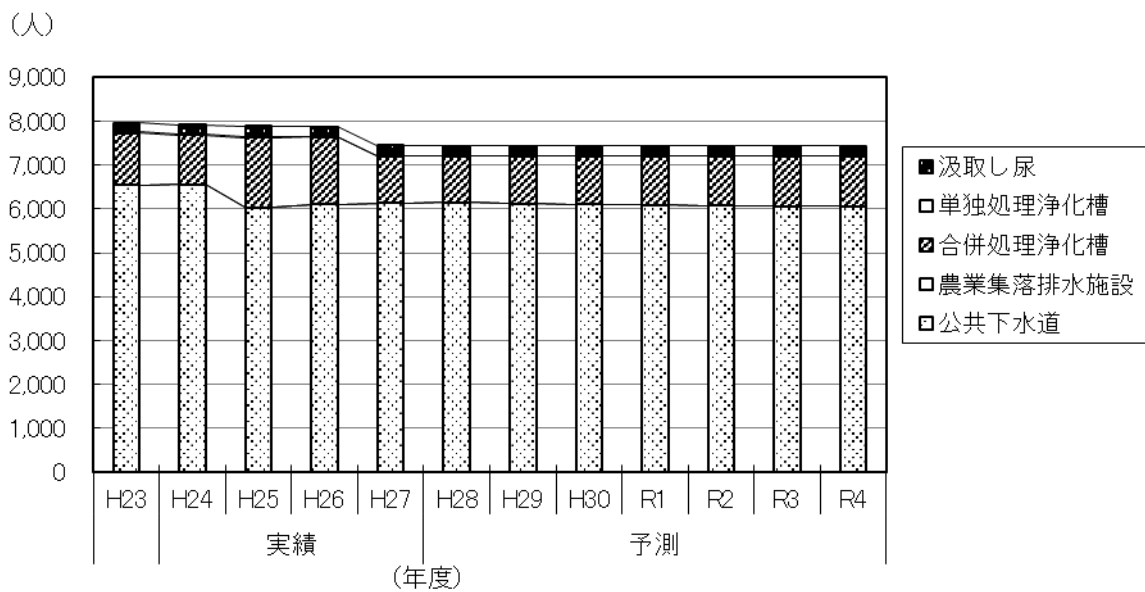


図 7 生活排水処理形態別人口の推移（原村）

富士見町 再編計画図

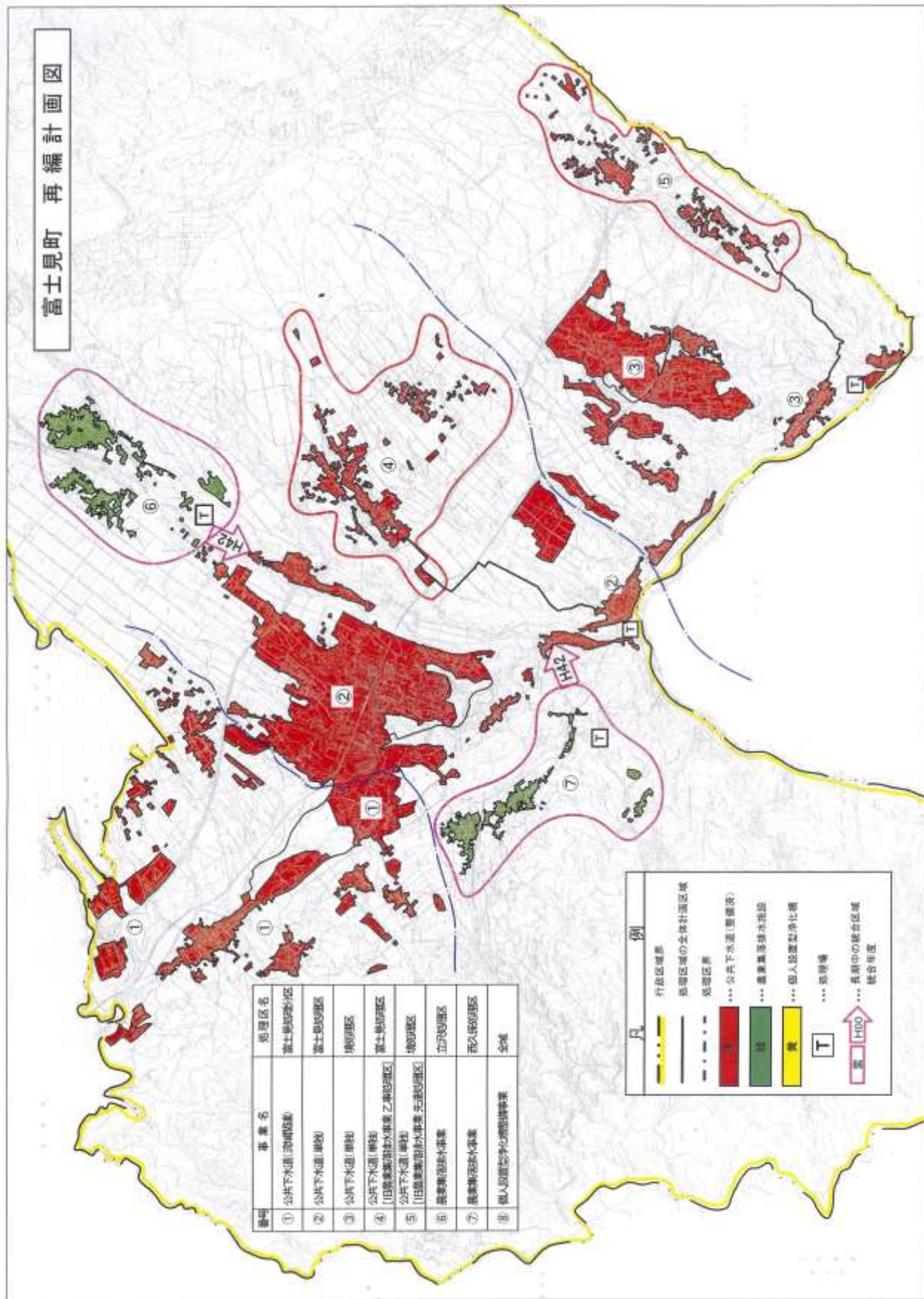


図8 富士見町の生活排水整備区域図



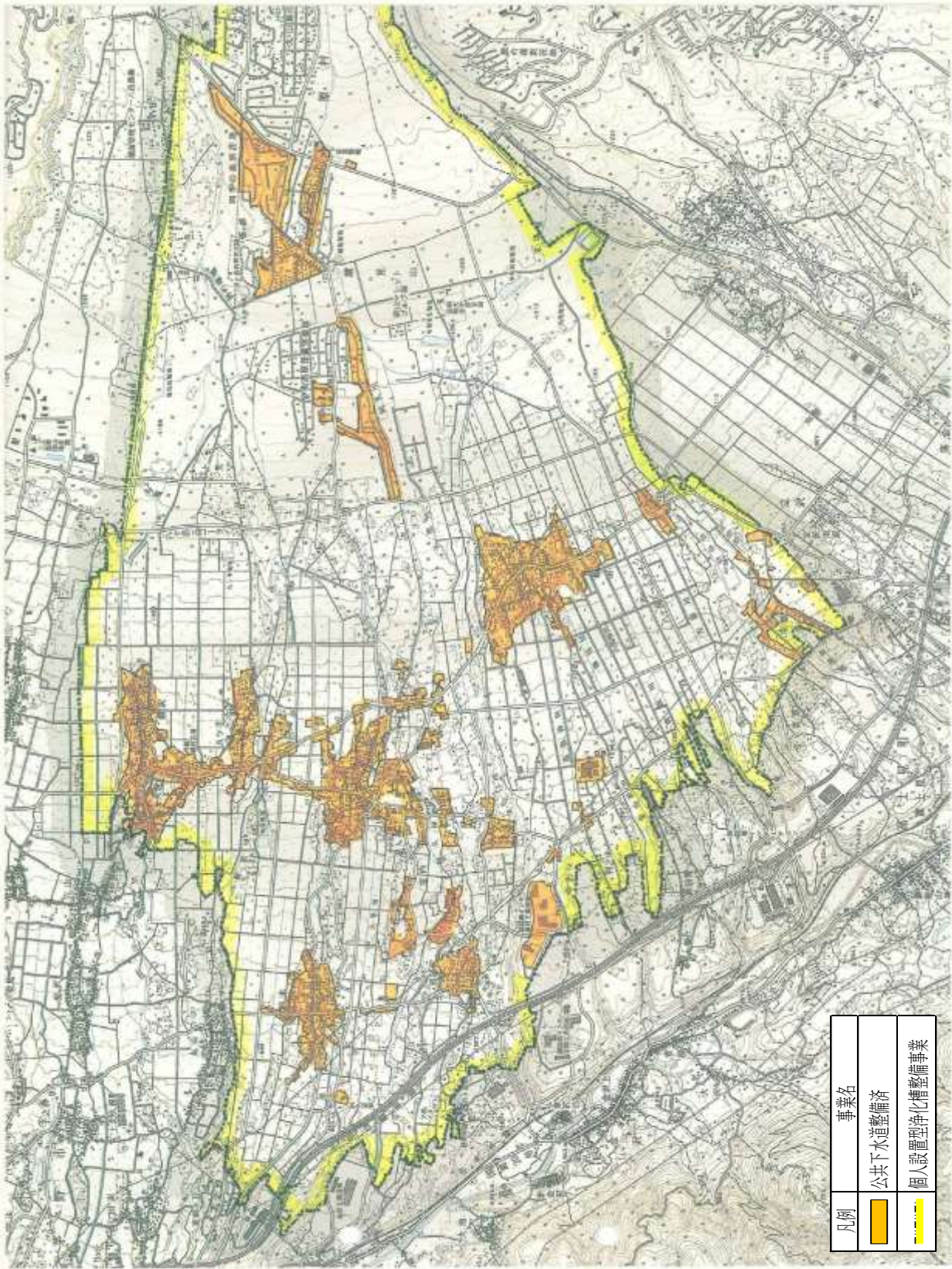


図 9 原村の生活排水整備区域図



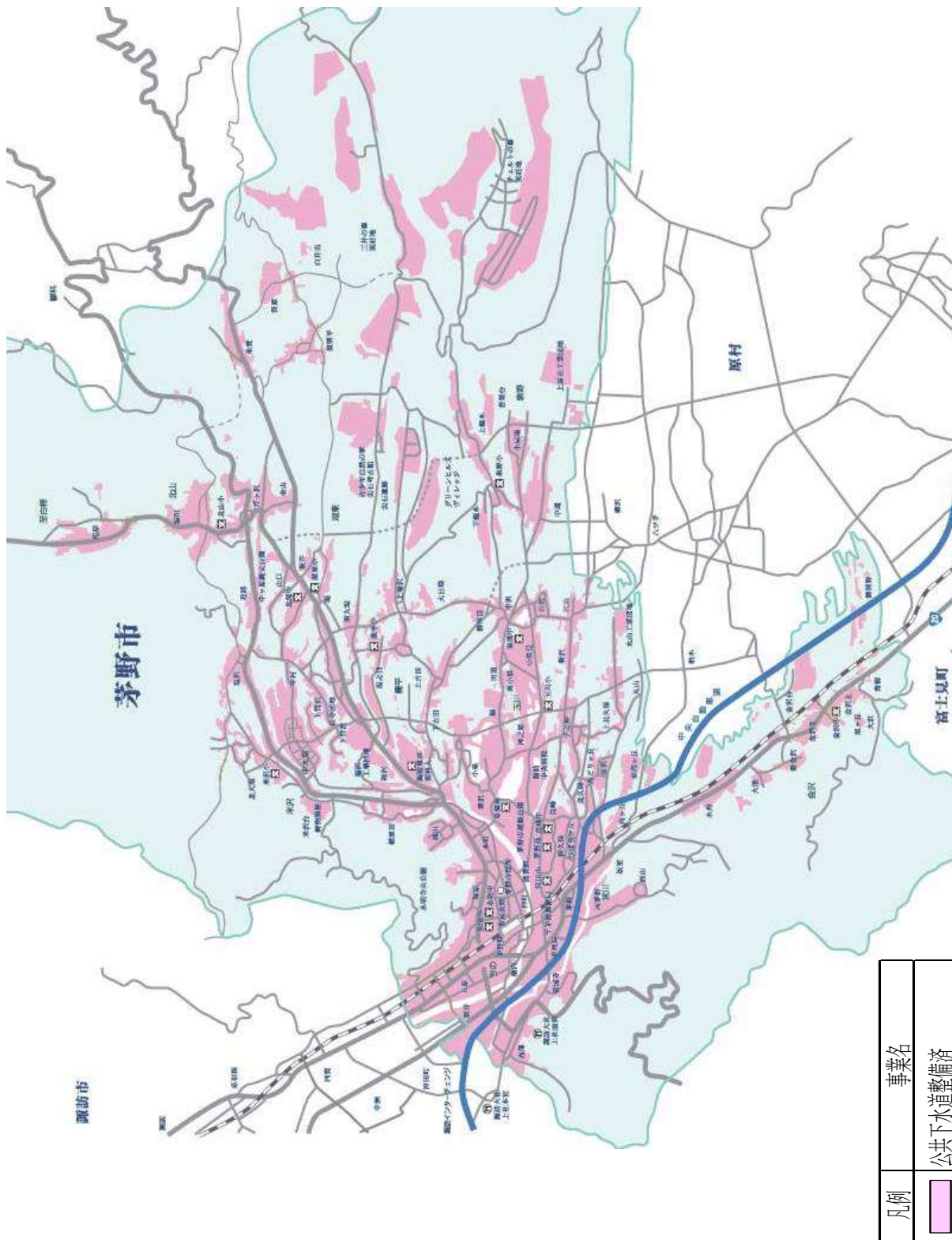


図 10 茅野市の生活排水整備区域図

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	諏訪南地域	(2) 地域内人口	78,341人	(3) 地域面積	454.61km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	茅野市、富士見町、原村	(5) 地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：茅野市、富士見町、原村 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日：平成11年4月1日設立、認可予定		

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和4年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	8,177.5	8,329.3	8,591.3	8,779.8	8,789.9	9,041.1	7,986.0 (-11.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	1.4 (-33.3%)
	生活系 総排出量(トン)	18,502.8	18,493.9	18,520.1	18,074.1	17,581.8	17,802.4	15,424.0 (-13.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	185.0	187.6	189.5	189.2	187.6	186.1	153.4 (-17.6%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	26,680.3	26,823.2	27,111.4	26,853.9	26,371.7	26,843.5	23,410.0 (-12.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,212.2 (4.5%)	1,191.0 (4.4%)	1,151.6 (4.2%)	1,084.0 (4.0%)	1,018.3 (3.9%)	927.7 (3.5%)	1,037.2 (4.4%)
	総資源化量(トン)	5,611.8 (20.6%)	5,532.2 (20.1%)	5,488.4 (19.8%)	5,161.8 (18.8%)	4,606.4 (17.2%)	5,140.2 (18.7%)	6,948.2 (29.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-	
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	-	-	-	-	-	-	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,818.8 (6.8%)	1,834.4 (6.8%)	1,880.9 (6.9%)	1,864.1 (6.9%)	1,784.9 (6.8%)	1,802.8 (6.7%)	1,475.1 (6.3%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	諏訪南清掃センター	諏訪南行政事務組合	ストーカー炉・准連続燃焼式	100t/日	H9.12	R11.3 廃止予定	未定	
資源化施設	茅野市古紙類等梱包施設	茅野市	圧縮・梱包・保管	11,014.9m2	H10.4	R3.9 廃止	未定	
粗大ごみ処理施設	茅野市不燃物処理場	茅野市	破碎・選別・圧縮・保管	15t/日	S55.4	R3.9 廃止	未定	
粗大ごみ処理施設	南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設	南諏衛生施設組合	破碎・選別・圧縮	10t/日	H2.4	R3.9 廃止	未定	
最終処分場	茅野市一般廃棄物最終処分場	茅野市	管理型処分場	34,840m3	H6.4	R5.4 廃止	未定	
最終処分場	南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	南諏衛生施設組合	管理型処分場	26,500m3	H7.4	R5.4 廃止	未定	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
リサイクルセンター	諏訪南リサイクルセンター	諏訪南行政事務組合	破碎・選別・圧縮・梱包・保管	19.0t/日	R3.9	資源化の推進	有 (茅野市古紙類等梱包施設・茅野市不燃物処理場・南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設)	
最終処分場	最終処分場	諏訪南行政事務組合	管理型処分場	36,000m3	R8.4	既存処分場埋立が終了のため	有 (茅野市一般廃棄物最終処分場・南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場)	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成29年度)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和4年度
総人口		80,820	80,448	80,109	79,525	78,633	78,341	77,234
公共下水道	汚水衛生処理人口	70,790	70,935	71,051	70,414	69,720	69,397	68,848
	汚水衛生処理率	87.6%	88.2%	88.7%	88.5%	88.7%	88.6%	89.1%
農業集落排水施設	汚水衛生処理人口	3,361	3,387	3,405	3,571	3,536	2,644	2,145
	汚水衛生処理率	4.2%	4.2%	4.3%	4.5%	4.5%	3.4%	2.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	3,718	3,554	3,541	3,381	3,386	3,832	4,056
	汚水衛生処理率	4.6%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.9%	5.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,951	2,572	2,112	2,159	1,991	2,468	2,185

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(別添2参照)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(平成27年度まで)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
茅野市浄化槽設置整備事業	茅野市	1,220	6,841	平成4年4月	320	780	R3	
富士見町浄化槽設置整備事業	富士見町	321	1,108	平成5年4月	67	215	R3	
原村浄化槽設置整備事業	原村	956	1,218	平成9年4月	143	450	R3	

施設の現況：平成27年度



今後の予定：令和3年度

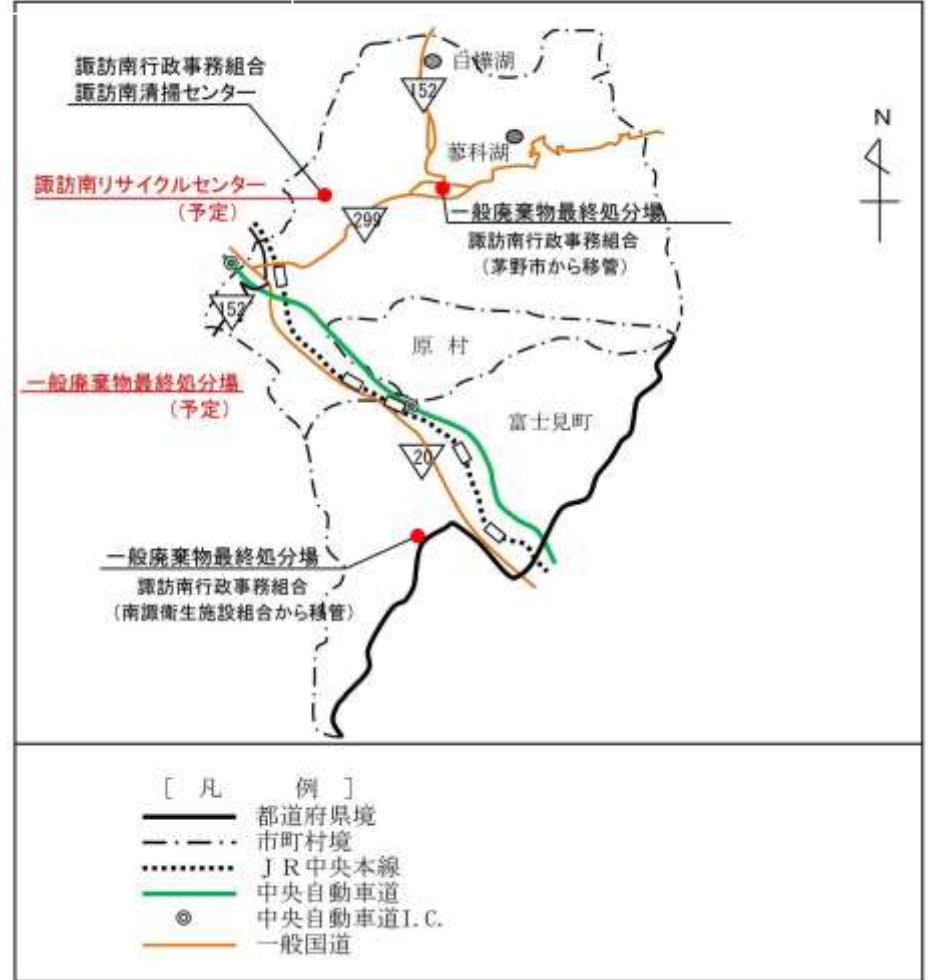


図1 計画地域内の施設の現況と予定

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成29年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考				
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
処理施設の整備に関するもの							4,090,874			1,105,806	2,985,068		3,855,165			918,015	2,937,150				
マテリアルリサイクルセンター整備事業	1	諏訪南行政事務組合	19	t/日	R1	R2	4,090,874			1,105,806	2,985,068		3,855,165			918,015	2,937,150				
一般廃棄物最終処分場整備事業	2	諏訪南行政事務組合	36,000	m <sup>3</sup>	R5	R6															
〇浄化槽に関する事業							168,316	32,758	37,616	36,482	35,924	37,002	168,316	32,758	37,616	36,482	35,924	37,002			
茅野市浄化槽設置整備事業	3	茅野市	320	基	H29	R3	78,420	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684	78,420	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684		
富士見町浄化槽設置整備事業		富士見町	67	基	H29	R3	24,748	3,898	6,770	4,706	4,148	5,226	24,748	3,898	6,770	4,706	4,148	5,226			
原村浄化槽設置整備事業		原村	143	基	H29	R3	65,148	13,176	15,162	7,548	13,170	16,092	65,148	13,176	15,162	7,548	13,170	16,092			
施設整備に係る計画支援に関するもの							59,458	51,120	8,338				48,431	48,431							
マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る測量・地質調査	11	諏訪南行政事務組合			H29	H30	11,423	10,613	810				7,924	7,924							
マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る基本計画の策定	12	諏訪南行政事務組合			H29	H30	13,672	11,124	2,548				11,124	11,124							
マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る環境影響調査	13	諏訪南行政事務組合			H29	H30	23,518	23,518					23,518	23,518							
マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る発注仕様書及び発注支援等	14	諏訪南行政事務組合			H29	H30	10,845	5,865	4,980				5,865	5,865							
一般廃棄物最終処分場整備に係る測量・地質調査	21	諏訪南行政事務組合			R4	R4															
一般廃棄物最終処分場の基本設計	22	諏訪南行政事務組合			R4	R4															
一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響調査	23	諏訪南行政事務組合			R5	R5															
一般廃棄物最終処分場の実施設計	24	諏訪南行政事務組合			R5	R5															
合計							4,318,648	83,878	45,954	1,142,288	3,020,992	37,002	4,071,912	81,189	37,616	954,497	2,973,074	37,002			

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 可否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
発生抑制、再 使用の推進 に関するもの	41	普及啓発活動の実施	ごみを減量化の重要性を理解してもらうため、環境教育として、副読本、ビデオの作成、まちづくり講座等を継続し、事業者には製造者責任による処理の促進を図る。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	42	レジ袋削減の推進	マイバッグ持参等の普及啓発を推進する。県民スクラム運動と協調してレジ袋有料化の検討を進める。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	43	ごみの有料化	諏訪南地域における家庭系ごみの有料化、事業系ごみの処理手数料の見直しにより、発生抑制に資する。	構成 市町村 ・組合	H29	R1								
	44	家庭系ごみの発生抑制	生ごみ処理機器の設置に対して補助を行い、普及促進を行っている。また、粗大ごみなどのリユースなどを推進する。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	45	事業系ごみの発生抑制	すべての事業者に対し、ごみの減量化、資源物の分別等の指導を行うと共に、事業系ごみの処理手数料の改正を検討している。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	46	ボランティアへの活動支援	ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（NPO等含む）への活動支援等を行ないます。	構成 市町村	H29	R3								
	47	観光地のごみ減量キャンペーンの展開	ごみの持ち帰り推奨や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開します。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	48	集団回収の促進	集団回収に対する補助制度は、現在、茅野市ですが、今後も積極的に推進する。	茅野市 ・組合	H29	R3								
	49	給食系食品廃棄物の資源化	各市町村における学校給食等から発生する食品廃棄物の回収、資源化事業を積極的に推進する。	構成 市町村	H29	R3								
処理施設の 整備に関する もの	1	マテリアルリサイクル施設（リサイクルセンター）の整備	ごみ処理を広域化し資源化の向上にむけ、諏訪南リサイクルセンターを整備する。	組合	R1	R2	○							
	2	一般廃棄物最終処分場の整備	既設最終処分場の埋立完了までに広域最終処分場を整備する。	組合	R6	R7	○							
	3	浄化槽の整備事業の推進	合併処理浄化槽を整備し、衛生的な循環水処理システムを推進する	構成 市町村	H29	R3	○							
施設整備に 係る計画支 援に関するもの	11	リサイクルセンター整備事業の測量・地質調査	リサイクルセンター整備事業に係る測量・地質	組合	H29	H30	○							
	12	リサイクルセンター整備事業の基本計画	リサイクルセンター整備事業に係る施設基本計画の策定	組合	H29	H30	○							
	13	リサイクルセンター整備事業の生活環境調査	リサイクルセンター整備事業に係る生活環境影響調査	組合	H29	H30	○							
	14	リサイクルセンター整備事業の計画支援	リサイクルセンター整備事業に係る発注仕様書作成及び発注支援等	組合	H29	H30	○							
	21	一般廃棄物最終処分場測量・地質調査	一般廃棄物最終処分場に係る測量及び地質調査	組合	R4	R4	○							
	22	一般廃棄物最終処分場基本設計	一般廃棄物最終処分場の基本設計	組合	R4	R4	○							
	23	一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査	一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査	組合	R5	R5	○							
	24	一般廃棄物最終処分場実施設計	一般廃棄物最終処分場の実施設計	組合	R5	R5	○							
その他	51	ごみ処理の一元化	茅野市、富士見町、原村、諏訪南組合、南衛組合の5つのごみ処理体制で行われており、令和3年度を目標に3市町村の中間処理および最終処分場の一元化を目指します。	構成 市町村 ・組合	H29	R6								
	52	医療系廃棄物の処理	医療機関に対し医療系廃棄物排出方法の指導および適正処理の徹底を呼びかけます。家庭内で発生する医療系廃棄物が収集ごみに混入しないよう指導していく。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	53	地域環境美化の推進	散乱ごみ対策として広報や観光地での呼びかけ、ごみの散乱防止について啓発する。不法投棄監視カメラ貸出制度の創設、不法投棄発生現場の広報や監視を強化する。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								
	54	ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項	災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内および周辺市町村間で構築します。	構成 市町村 ・組合	H29	R3								



## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合
(2) 施設名称	(仮称)諏訪南マテリアルリサイクルセンター
(3) 工期	令和 元 年度 ~ 令和 2 年度
(4) 施設規模	処理能力 19.0 t/日
(5) 処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包・ストック
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用及び広域化による循環型社会形成を推進する。
(7) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	4,090,874 千円
------------	--------------

※工事監理を含む

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合		
(2) 施設名称	(仮称)諏訪南一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期	令和 6 年度	～	令和 7 年度
(4) 処分場面積、容積	総面積 m <sup>2</sup>	埋立面積 m <sup>2</sup>	埋立容積 36,000 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 8 年度		埋立終了 令和 21 年度
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	ごみの減量化・再資源化により最終処分量の低減に努めた上で、なお埋立処分が必要な焼却灰等の安定的な処理体制を維持する。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無		
(9) 事業計画額	0千円(全体:1,980,000千円)		

※工事監理を含む

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	茅野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に補助する。
(4) 事業期間	平成29年度 ～ 令和3年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業要綱 第3(1)ア(ア)、第3(1)ア(カ)、第3(1)ア(キ)、第3(1)イ(ア)
(6) 具体的な整備計画	<p>交付金対象事業 うち（以下の事業を実施する場合） 78,420千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円</li> <li>・ 浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円</li> </ul>

## ○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (780人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	200基 (400人分)	0基	66,400	44,400	44,400
6～7人槽	110基 (330人分)	0基	45,540	30,360	30,360
8～10人槽	10基 (50人分)	0基	5,480	3,660	3,660
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築	0基				
計画策定調査費					
合計	320基 (780人分) 改築を除く	0基	117,420	78,420	78,420

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	富士見町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に補助する。
(4) 事業期間	平成29年度 ～ 令和3年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業要綱 第3(1)ア(ア)、第3(1)ア(カ)、第3(1)ア(キ)、第3(1)イ(ア)
(6) 具体的な整備計画	交付金対象事業 うち（以下の事業を実施する場合） 24,748千円 ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (215人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	51基 (153人分)	0基	16,932	16,932	16,932
6～7人槽	14基 (42人分)	0基	5,796	5,796	5,796
8～10人槽	1基 (5人分)	0基	548	548	548
11～20人槽					
21～30人槽	1基 (15人分)	0基	1,472	1,472	1,472
31～50人槽					
51人槽以上					
改築	0基				
計画策定調査費					
合計	67基 (215人分) 改築を除く	0基	24,748	24,748	24,748

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	原村				
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業				
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に補助する。				
(4) 事業期間	平成29年度 ～ 令和3年度				
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業要綱 第3(1)ア(ア)、第3(1)ア(カ)、第3(1)ア(キ)、第3(1)イ(ア)				
(6) 具体的な整備計画	交付金対象事業 65,148千円 うち（以下の事業を実施する場合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table>	・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費	0千円	・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費	0千円
・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費	0千円				
・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費	0千円				

## ○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (450人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	110基 (330人分)	0基	48,840	48,840	48,840
6～7人槽	30基 (105人分)	0基	14,580	14,580	14,580
8～10人槽	3基 (15人分)	0基	1,728	1,728	1,728
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築	0基				
計画策定調査費					
合計	143基 (450人分) 改築を除く	0基	65,148	65,148	65,148

## 計画支援概要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合		
(2) 事業目的	事業番号1のマテリアルリサイクル施設整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る測量・地質調査	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る基本計画の策定	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る環境影響調査
(4) 事業期間	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度
(5) 事業概要	測量・地質調査	施設整備基本計画の策定	生活環境影響調査

(6) 事業計画額	11,423 千円	13,672 千円	23,518 千円
-----------	-----------	-----------	-----------

(3) 事業名称	マテリアルリサイクルセンター整備事業に係る発注仕様書及び発注支援等		
(4) 事業期間	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度		
(5) 事業概要	発注仕様書作成及び発注支援		

(6) 事業計画額	10,845 千円		
-----------	-----------	--	--

## 計画支援概要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合		
(2) 事業目的	事業番号2の一般廃棄物最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場整備に係る測量・地質調査	一般廃棄物最終処分場の基本設計	一般廃棄物最終処分場整備に係る環境影響調査
(4) 事業期間	令和 4 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(5) 事業概要	測量・地質調査	施設整備基本設計	生活環境影響調査

(6) 事業計画額	20,000 千円	40,000 千円	50,000 千円
-----------	-----------	-----------	-----------

(3) 事業名称	一般廃棄物最終処分場の実施設計		
(4) 事業期間	令和 5 年度		
(5) 事業概要	実施設計		

(6) 事業計画額	50,000 千円		
-----------	-----------	--	--